

[事案 21-117] 高度障害保険金・保険料払込免除請求

・平成 22 年 9 月 29 日 裁定終了

< 事案の概要 >

契約前に発病した疾病を原因とする高度障害であるとの理由で、こども保険の育英年金が支払われないこと等を不服とし申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 5 年にこども保険に加入していたところ、平成 21 年 1 月に「網膜色素変性症」の確定診断を受け、同年 5 月には、当該疾患を原因として「両眼の視力を全く永久に失った」状態になった。

そこで、こども保険の育英年金の支払事由である高度障害状態に該当するとして、育英年金の支払いと、網膜色素変性症の確定診断を受けた以降の保険料払込免除の請求をしたところ、相手方会社が、網膜色素変性症はこども保険に加入する前の平成 3 年から既に発病していたものであるとして、育英年金の支払いと保険料払込免除を認めてくれない。しかし、下記理由により納得出来ないので、育英年金を支払いと保険料払込免除を認めて欲しい。

(1) 平成 3 年に A 眼科を受診したのはコンタクト処方検査のためで、この時点では網膜色素変性症の臨床学上の自覚症状である夜盲症や視野狭窄もなく、同眼科 X 医師に話したこともない。当日処方されたアダプチノールは、網膜色素変性症の治療薬ではない。臨床学でいう網膜色素変性症を発症したのは、平成 19 年の B 眼科クリニックでの確定検査で認められた時点であり、保険加入（責任開始時）前に発症したものではない。

(2) 責任開始時前の原因は不担保とする重要事項について、加入時には説明がなかった。

(3) 営業担当者は、申立契約について、「昨年、保険加入時に書いてもらっているから、告知書の記入や指定医療機関の時間をわざわざ割いてもらう必要はない。」と言った。

< 保険会社の主張 >

下記により、申立人の請求に応ずることは出来ない。

(1) 申立人が、平成 3 年に A 眼科を受診した際、医師は申立人の眼底検査を行い、「網膜色素変性症」の所見を認め、「網膜色素変性症」と診断した。申立人も、医師の問診に対し、「最近視野がせまい」「夜見にくい」と網膜色素変性症の症状を訴えていた。また、医師は、網膜色素変性症の治療薬であるアダプチノール等を処方した経過からすれば、平成 3 年時点で、「両眼の視力を永久に失ったもの」という高度障害の原因となる網膜色素変性症があり、申立人が自覚していたことは明らかである。

(2) 申立契約申込み時に、保険事故が明記された「ご契約のしおり・約款」を交付しており、育英年金の支払事由について説明している。

(3) 申立契約は、申立人の記載した告知書の内容により引受可否を判断するものであるが、営業担当者が、申立人の主張（3）に記載するような発言をするはずがない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人の障害状態が約款別表に定める「高度障害状態」に該当することは、当事者間において争いがなく、当該保険約款には、育英年金の支払事由として「保険契約者が責任開始時以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に高度障害に該当したとき」との記載があることから、申立人の上記高度障害が責任開始時以後の疾病を原因としているかについて、当事者双方から提出された書類等にもとづいて審理した。

その結果、以下により、本件申立内容は認められないものとし、生命保険相談所規程第 44 条にもとづいて、裁定書をもってその理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。

- (1) 申立人がA眼科より開示を受け提出したカルテには、初診時（平成3年）の状態として、「a．最近視野が狭い、b．夜見にくい。」との記載があり、同記載については、医師作成の文書（平成21年7月）において、説明がなされており、「前記a．b．の症状は、小生が眼底検査にて色素変性の所見を認めたために、日常の生活変化の有無の問いに対しての答えと記憶しています。」と記載されている。
- (2) 以上の点を総合すると、申立人は、平成3年、コンタクトレンズの処方のためA眼科を訪れ、網膜色素変性が認められ、X医師が日常生活の変化について申立人に尋ねたところ、申立人は「最近視野が狭い、夜見えにくい」と回答したため、X医師は、網膜色素変性症と診断をしアダプチノールを処方したという事実が認められる。なお、裁定審査会の調査したところによっても、アダプチノールは網膜色素変性症の治療薬であると認められ、協会ガイドライン「保険金等の支払を適切に行うための対応に関するガイドライン」に照らしてみると、本件においては、契約（責任開始）前である平成3年に網膜色素変性症が存在している。
- (3) 申立人は、契約（責任開始）前である平成3年のA眼科初診時において、網膜色素変性症についての受療歴（網膜色素変性症との診断に基づくアダプチノール処方）、症状（視野狭窄及び夜見えにくい。）があったと判断できるので、協会ガイドライン記載の「高度障害保険金等を支払うべき例外的な事由」には該当しない。

生命保険契約は附合契約^(注)であって、その内容は、約款に従って規定されるものであり、本件では、約款に育英年金の支払事由について「保険契約者が責任開始時以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に高度障害に該当したとき」と記載されている以上、保険金を支払うべきか否かは、上記申立契約の約款の内容に従って判断されるものであり、申立人の主張（2）及び（3）は、本件の請求の成否には直接関係ないと思料する。

（注）附合契約とは、大量かつ定型的取引において、契約当事者の一方が予め定めた契約条項（普通契約約款）を、相手方が包括的に承認することによって成立する契約のこと。相手方は約款の各条項の内容を具体的に知らなくても約款に拘束されると解されている。